

<報道発表資料>

平成 29 年 7 月 25 日

さん 「3 キュー子育てチケット」の申請受付開始について

県では、多子世帯の育児に係る負担を軽減するため、平成 29 年度から、第 3 子以降の子どもが生まれた世帯を対象に、育児サービス等に利用できるチケットの配布を行います。

今年度のチケット申請の受付を 8 月 30 日から開始します。

- 1 対象
第 3 子以降の子どもが生まれた世帯（平成 29 年 4 月 1 日～）
- 2 金額
3 年間で 5 万円（1, 2 年目 2 万円、3 年目 1 万円）のチケット
- 3 利用できるサービスの例

親をサポートするサービス	ベビーシッター、家事ヘルパー、子ども送迎タクシー、ファミリーサポートセンターのサービス、シルバー人材センターの家事支援サービス など
子どもを預けるサービス	放課後児童クラブ、一時預かり、病児・病後児保育事業 など
親子地域ふれあいサービス	親子で参加できるコンサート、市町村で実施される親子ふれあいイベント など
その他のサービス	保育所等におけるおむつ代、給食費、通園バス等の実費徴収分

※利用できるサービスの詳細は県ホームページでご案内します。

- 4 申請方法
対象者は、申請書を提出していただくと後日チケットが送付されます。
※申請書は 8 月 1 日から県ホームページでダウンロードできます。



5 利用方法

(1) チケットによる支払い

あらかじめ登録された事業者では、チケットによる支払ができます。

※利用できる事業者は県ホームページ、ステッカー等で周知します。

(2) 領収書による支払い

(1) 以外の事業者でも、対象となるサービスを利用した領収書があれば、チケットと一緒に送りいただくことで、後日、利用した分の金額を支払います。

チケット受取前に利用したサービスも領収書があれば支払いの対象となります。その場合は、チケットが届いた後、チケットと領収書をお送りいただきます。

※チケットの有効期限は平成30年3月31日です。

※平成29年4月1日以降に利用したサービス等の領収書が対象となりますので、該当する領収書の保管をお願いします。



6 今後の予定

平成29年	8月 1日	チケット申請書のダウンロード開始
	8月30日 (水)	チケット申請受付開始
	10月下旬	チケット送付開始

詳細については、埼玉県少子政策課のホームページを御覧ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/kuponn/top.html> (平成29年8月1日～)